平成２５年（フ）第２２６号
広島県安芸郡坂町坂西４丁目４番28号
債務者　田渡　　太
1　決定年月日時　平成25年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３８６号
広島市東区上温品４丁目16番２号
債務者　太田チズ子
1　決定年月日時　平成25年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１２号
山口県下関市長府浜浦南町５番６号
債務者　白石　義器
1　決定年月日時　平成25年５月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２５年（フ）第３６号
山口県下関市長府侍町１丁目４番12号、前住所山口県下関市長府侍町１丁目２番50号
債務者　塩谷　喜雄
1　決定年月日時　平成25年５月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２５年（フ）第５０号
山口県下関市武久町１丁目58番２―202号
コーポラスコスモスＡ棟
債務者　大辻　和也
1　決定年月日時　平成25年５月29日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２５年（フ）第７号
高知県安芸郡奈半利町乙270番地１
債務者　川村　信人
1　決定年月日時　平成25年５月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２５年（フ）第８号
高知県安芸市宝永町464番地３
債務者　大野　幸子
1　決定年月日時　平成25年５月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２５年（フ）第６９号
福岡県うきは市吉井町1479番地１
債務者　杉元由香里
1　決定年月日時　平成25年５月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２５年（フ）第１０６号
福岡県久留米市津福本町1005番地４　第12上野ビル107号、前住所福岡県久留米市宮ノ陣５丁目８番21号
債務者　伊藤　俊介
1　決定年月日時　平成25年５月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２５年（フ）第３８号
福岡県田川郡糸田町2113番地３、前住所福岡県田川郡川崎町大字田原1947番地
債務者　瀬戸　邦男
1　決定年月日時　平成25年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２５年（フ）第４３号
福岡県田川市大字伊田5179番地１　２階
債務者　橘　賢太郎
1　決定年月日時　平成25年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２５年（フ）第５１号
福岡県田川郡添田町大字庄2339番地の１
債務者　安藤　公予（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成25年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２５年（フ）第９号
大分県佐伯市常盤南町４番６号　増栄アパート210号
債務者　外山孝一こと　朴　　孝一
1　決定年月日時　平成25年５月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで
大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２５年（フ）第２８号
大分県中津市大字上宮永353番地２
債務者　渡邊　清人
1　決定年月日時　平成25年５月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２５年（フ）第１２３号
宮崎市大字恒久1244番地　ラフォーレ横山101号
債務者　清水　里美（旧姓加藤）
1　決定年月日時　平成25年５月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１２号
沖縄県石垣市字新川2309番地６　上地アパート201
債務者　宮城　幸子
1　決定年月日時　平成25年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで
那覇地方裁判所石垣支部

平成２５年（フ）第５３号
福島県郡山市安積町日出山字神明下20番地の１横山アパート１号
債務者　鈴木　クラ
1　決定年月日時　平成25年５月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係